

# 九度山町木材利用方針

## 第1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、和歌山県木材利用方針（令和3年12月8日林第11240002号）に則して策定するものであり、町内の建築物等における木材の利用の促進を図るため、特に和歌山県内の森林から産出され及び加工された木材（以下「紀州材」という。）の利用促進に関して、必要事項を定めるものとする。

## 第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 木材の利用を促進すべき建築物

本町において木材の利用を促進すべき建築物は、法第2条第1項に規定する建築物とし、町が木材利用に取り組む公共建築物は法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物とする。

### 2 建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

- (1) 町が整備する公共建築物の整備に当たっては、可能な限り紀州材の使用に努めることとし、合法性が証明されたものを使用するものとする。
- (2) 町は、民間の非住宅建築物において木材の利用が図られるよう、建築主等に対し、木材利用の情報、建築物木材利用促進協定制度及び国支援制度等の周知など必要な支援を行うものとする。
- (3) 町は、住宅における紀州材利用が図られるよう、建築関係者等との連携や、必要な支援を行うものとする。
- (4) 町は、国、県、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、その他建築物を整備する事業者、設計士、林業従事者、木材製造業者及びその他関係者（以下「関係団体等」という。）と相互に連携し、紀州材の利用促進及び供給確保を図るよう努めるものとする。

## 第3 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

### 1 木造化の推進

- (1) 町が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（注）の公共建築物においては、木造化を図るよう努めるものとする。

また、低層建築物以外の建物であっても、木造の耐震性能及び防耐火性能等に関する技術開発や建築基準の合理化の進捗状況、木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、積極的に木造化を推進するものとする。

- (2) 建築物の木造化が困難な場合であっても、木造と非木造との混構造を検討するなど可能な限り木造化を推進するものとする。
- (3) 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難なものについては、木造化を促進する対象としないものとする。ただし、施設全体の木造化を図ることが困難な場合であっても、施設の一部でも木造化が可能であればその部分の木造化を図るものとする。

## 2 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層又は低層にかかわらず、直接又は間接的に町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進するものとする。

## 3 木質家具等の導入の推進

町は、その整備する公共建築物において使用する家具等については、経費が著しく割高となる場合や業務に支障のある場合を除き、木製品の優先導入に努めるものとする。

## 第4 建築物以外での木材の利用の促進

### 公共施設の工作物等における木材の利用の推進

町は、公共施設の工作物等における紀州材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所では木材製品の利用に努めるものとする。

## 第5 木材の利用の促進に関するその他必要な事項

### 1 公共建築物の整備においてコスト面で考慮すべき事項

町は、公共建築物の整備において紀州材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努め、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等を十分考慮し、紀州材の利用に努めるものとする。

### 2 建築物等における木材の利用の推進体制

町は、木材の利用を通じた新たなまちづくりの観点から、庁内において、紀州材

を中心とする木材の公共建築物等への利用を促進するための検討を行うものとする。

また、木材の利用促進が果たす意義・効果の普及啓発等を行い、地域ぐるみによる木材の利用促進を目指すものとする。

注) 低層

この方針では、高さ16m以下かつ階数4未満で延べ床面積3,000㎡以下の建築物であって、建築基準法等において耐火性能を求められないものをいう。

附 則

この方針は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この方針は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この方針は、令和 4年 1月 4日から施行する。